

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「楽天ふるさと納税」を利用して納付される寄附金	東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩 史	令和七年十月二十日から令和八年三月三十日まで
ふるさと納税サイト「ふるなび」を利用して納付される寄附金	東京都渋谷区渋谷三丁目二十六番二十一号 株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也	令和七年十月二十日から令和八年三月三十日まで
ふるさと納税サイト「ANAのふるさと納税」を利用して納付される寄附金	東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎	令和七年十月二十日から令和八年三月三十日まで

二 指定をした日

令和七年十月二十日